

東京学芸大学附属世田谷中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合は、適切かつ速やかにこれに対処する。

いじめはどの学級、どの子どもにも起こりうるという基本認識に立ち、いじめは決して許されないことであるとの意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底するとともに、いじめの未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。また、情報モラルを育てる教育の充実に努める。

ここで「いじめ」とは「いじめ防止対策推進法」第2条において定義されたものを指す。

2 いじめ防止のための組織

(1) 定例の運営委員会、指導部会、学年会で、次の内容について協議する。

- ①いじめ防止に関すること。
- ②いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ③いじめへの対処に関すること。
- ④いじめに関する生徒の理解を深めること。

(2) いじめの事実が確認された場合は、運営委員会に、当該学級担任、養護教諭等を加えた「いじめ対策会議」で対応を協議し、全教職員でいじめ防止にあたる体制を組織する。必要に応じて、スクールカウンセラー等外部専門家の参加を要請する。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する方策

(1) 未然防止

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止への取り組みを推進する。

- ①生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情や他者への思いやりを育む教育活動を推進する。
- ②生徒自身がいじめ問題を主体的に考え、自ら活動できるような集団づくりに努める。
- ③学校の全教育活動を通して、規範意識や集団のあり方等について生徒の理解を深めさせる。
- ④ネット等を通じて行われるいじめの防止および適切に対処できるための指導を行う。
- ⑤学校生活での悩み等の解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ⑥教職員の言動がいじめを誘発したり、助長したりすることがないように指導のあり方に細心の注意を払う。
- ⑦校内研修を充実させるとともに、教育相談体制の整備をおこなう。
- ⑧関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) 早期発見

生徒の変化や危険信号に気づく力を高め、いじめの早期発見に努める。

いじめアンケート調査や教育相談等、生徒がいじめを訴えやすい環境や体制を整え、生徒の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

- ①教職員は日常的な生徒の人間関係や実態などの事実関係をしっかり把握する。
- ②生徒とのコミュニケーションを図ると同時に、教職員間のコミュニケーションを円滑にし、常に校内でのできごとについての情報の共有化を図る。
- ③定期的（月毎、学期毎）にアンケート調査、個人面談等を行う。

(3) 早期対応

いじめ問題が生じたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応するため、直ちに学年主任、運営委員に報告する。

詳細な事実確認に基づき適切な対応を行い、被害生徒の身の安全を最優先に考え、加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

なお、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、附属学校運営部及び警察等と連携して対処する。

4 重大事態への対処

いじめられた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、内容に応じて次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、附属学校運営部に速やかに報告する。
- ②附属学校運営部と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 評価の実施

いじめを見逃さず、いじめに対する適切な措置を行うため、次の点を中心に、学校評価等を通じて、取り組みを評価する。

- ①いじめ防止に関する取り組み。
- ②いじめの早期発見に関する取り組み。
- ③いじめへの対応についての取り組み。